

食 品 安 全 委 員 会 第 158 回 会 合 議 事 録

1. 日時 平成 18 年 9 月 7 日（木） 14:00 ～15:45

2. 場所 食品安全委員会大会議室

3. 議事

（１）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 6 品目

①イミシアホス

②ジノテフラン

③イミダクロプリド（ポジティブリスト制度関連）

④ウニコナゾール P（ポジティブリスト制度関連）

⑤フルアジナム（ポジティブリスト制度関連）

⑥テプコナゾール（ポジティブリスト制度関連）

（厚生労働省からの説明）

・農薬／動物用医薬品

オキシロニック酸（ポジティブリスト制度関連）

（厚生労働省からの説明）

・動物用医薬品／飼料添加物

タイロシン（ポジティブリスト制度関連）

（厚生労働省からの説明）

・水道により供給される水の水質基準の改正

塩素酸

（厚生労働省からの説明）

（２）農薬専門調査会における審議状況について

・「ノバルロン」に関する意見・情報の募集について

・「フルベンジアミド」に関する意見・情報の募集について

・「ボスカリド」に関する意見・情報の募集について

(3) 添加物専門調査会における審議状況について

- ・「ネオテーム」に関する意見・情報の募集について

(4) リスクコミュニケーション専門調査会における審議状況について

- ・「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて（案）」に関する意見・情報の募集について

(5) 食品安全委員会の8月の運営について（報告）

(6) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成18年8月分）について

(7) その他

4. 出席者

（委員）

見上委員長代理、小泉委員、長尾委員、野村委員、本間委員

（説明者）

厚生労働省 中林大臣官房参事官

厚生労働省 松田基準審査課長

厚生労働省 立川水道水質管理官

（事務局）

齊藤事務局長、日野事務局次長、小木津総務課長、國枝評価課長、吉岡勧告広報課長、
境情報・緊急時対応課長、永田リスクコミュニケーション官、中山評価調整官

5. 配布資料

資料1－1 食品健康影響評価について

資料1－2 「イミシアホス」及び「ジノテフラン」の食品衛生法第11条第1項の
規定に基づく食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について

資料1－3 暫定基準を設定した農薬等に係る食品安全委員会第24条第2項の規定
に基づく食品健康影響評価について

資料1－4 「オキシリニック酸」及び「タイロシン」の食品衛生法第11条第1項の
規定に基づく食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について

資料1－5 水道により供給される水の水質基準の設定に係る食品健康影響評価に
ついて」

資料2－1 農薬専門調査会における審議状況について（ノバルロンに関するもの）

- 資料 2－2 農薬専門調査会における審議状況について（フルベンジアミドに係るもの）
- 資料 2－3 農薬専門調査会における審議状況について（ボスカリドに係るもの）
- 資料 3 添加物専門調査会における審議状況について
- 資料 4 リスクコミュニケーション専門調査会における審議状況について
- 資料 5 食品安全委員会の 8 月の運営について
- 資料 6 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成 18 年 8 月分）について

6. 議事内容

○見上委員長代理 それでは、ただ今から、第 158 回「食品安全委員会」会合を開催いたします。本日は寺田委員長が欠席されていますので、委員長代理の私が司会進行の係を務めさせていただきます。

本日は 5 名の委員が出席です。

また、本日は厚生労働省から、中林大臣官房参事官、松田基準審査課長、立川水道水質管理官に御出席をいただいております。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料に「食品安全委員会（第 158 回会合）議事次第」がございますので、御覧いただきたいと思います。

お手元の資料の確認をお願いいたします。本日の資料は全部で 12 点ございます。

資料 1－1 「食品健康影響評価について」。

資料 1－2 「『イミシアホス』及び『ジノテフラン』の食品衛生法第 11 条第 1 項の規定に基づく食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について」。

資料 1－3 「暫定基準を設定した農薬等に係る食品安全基本法第 24 条第 2 項の規定に基づく食品健康影響評価について」。

資料 1－4 「『オキシロニック酸』及び『タイロシン』の食品衛生法第 11 条第 1 項の規定に基づく食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について」。

資料 1－5 「水道により供給される水の水質基準の設定に係る食品健康影響評価について」。

資料 2－1 「農薬専門調査会における審議状況について（ノバルロンに関するもの）」。

資料 2－2 「農薬専門調査会における審議状況について（フルベンジアミドに係るもの）」。

資料 2－3 「農薬専門調査会における審議状況について（ボスカリドに係るもの）」。

資料 3 「添加物専門調査会における審議状況について」。

資料４「リスクコミュニケーション専門調査会における審議状況について」。

資料５「食品安全委員会の８月の運営について」。

資料６「『食の安全ダイアル』に寄せられた質問等（平成１８年８月分）について」。

それでは、議題に入らせていただきます。

「食品基本法第２４条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」でございます。

資料１－１にあるとおり、農薬６品目、農薬及び動物用医薬品１品目、動物用医薬品及び飼料添加物１品目、水道により供給される水の水質基準の改正に関わるもの１品目について、それぞれ厚生労働大臣から食品健康影響評価の要請がありました。

初めに９月４日付けで依頼のあった農薬６品目のうち、ポジティブリスト関係以外の２品目について、厚生労働省の松田基準審査課長、よろしくお願いいたします。

○中林大臣官房参事官　初めに御説明に先立ちまして、９月１日付けで食品安全を担当することになりました、中林でございます。ひとつよろしくお願いいたします。

○松田基準審査課長　基準審査課長の松田でございます。よろしくお願い申し上げます。

資料１－２に基づきまして、イミシアホスとジノテフランの関係につきまして、まず簡単に御説明申し上げます。

イミシアホスでございますけれども、本年８月２１日付けで農薬取締法に基づく登録の申請があったものでございます。

イミシアホスにつきましては、有機リン剤の殺線虫剤でございまして、今回ばれいしょ、かんしょ、ニンジン、トマト等への適用が申請されているものでございます。ＪＭＰＲなどでは毒性評価はございませんし、国際基準もございません。諸外国において登録がないものでございます。

もう１品目、ジノテフランでございます。これも今年８月２１日付けで、今度は適用拡大の申請があったものでございます。ジノテフランにつきましては、殺虫剤でございます。昨年６月に食品安全委員会より、ＡＤＩ０．２２ｍｇ／ｋｇ体重／日との評価結果を受けまして、今年７月に残留農薬基準の告示をしたところでございます。

現在、大豆、はくさい、きゅうり等に登録がございまして、今回新たにチンゲンサイ、ほうれん草、あんず等への適用が申請されているところでございます。ＪＭＰＲにおける評価も国際基準もございません。諸外国ではアメリカで、レタス、葉物野菜に登録がされているというものでございます。

以上です。

○見上委員長代理 どうもありがとうございました。ただ今の御説明に関しまして、何か御質問がございましたら、よろしくお願いいたします。ございませんか。

ポジティブリストに載っているもの以外の農薬は、食品安全委員会の方にまだいっぱい来るんですか。

○松田基準審査課長 今後の農薬の登録申請の状況によると思いますけれども、まだあるかと思います。

○見上委員長代理 わかりました。ほかにございませんか。どうもありがとうございました。

それでは、本件につきましては、農薬専門調査会において審議することといたします。

次に、ポジティブリスト制度関連農薬４品目についてであります。これは本年５月に導入されましたポジティブリスト制度に関連するものとして初めての諮問でございます。

同じく厚生労働省の松田課長、よろしくお願いいたします。

○松田基準審査課長 資料１－３で説明させていただきます。ポジティブリスト制を導入したことに伴いまして、暫定基準を設定したわけでございますけれども、この暫定基準を設定した農薬の食品健康影響評価につきましては、本制度の施行後、相当期間内に食品安全委員会に依頼するとしているところでございます。

今回この四つのものにつきましては、農薬取締法に基づく適用拡大に係る申請があったことから、今回食品安全基本法第２４条第２項の規定に基づく食品健康影響評価を依頼するものでございます。

概要でございますが、（１）のイミダクロプリドでございます。本薬は殺虫剤でございます。我が国では、リンゴ、ナシ、桃等に現在登録がございます。

ポジティブリスト制度の導入に当たりましては、国際基準や登録保留基準及び海外基準を参考にして、新たな基準を設定したところでございます。

JMPRにおきましては、ADIを0.06 mg/kgとしているところでございます。今回は稲への適用拡大で申請がされているところでございます。

（２）のウニコナゾールPでございます。本薬は植物生長調整剤でございます。現在は米、テンサイ、キャベツ等に登録がございます。

ポジティブリスト制度の導入に当たりましては、登録保留基準及び海外基準を参考に新たな基準を設定したところでございます。

JMPRにおける評価等は現在なされておられません。今回はレタス、タマネギへの適用拡大が申請されているところでございます。

(3) のフルアジナムは殺菌剤でございますが、現在、小麦、落花生、タマネギ等に登録がございます。

ポジティブリスト制度導入に当たりましては、登録保留基準と海外基準を参考に新たな基準を設定したところでございます。JMPRにおける毒性評価はなされておられません。今回はラッキョウとニンジン等への適用拡大で申請がなされておるところでございます。

(4) のテブコナゾールでございます。これは殺菌剤でございますして、小麦とかテンサイ、タマネギに現在適用がございます。

ポジティブリスト制度の導入に当たりましては、国際基準、登録保留基準及び海外基準を参考に、新たな基準を設定したところでございます。

JMPRにおきましては、ADIを0.03 mg/kgと設定しております。今回は大麦、日本ナシ、あんず等への適用拡大が申請されているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○見上委員長代理 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、どうぞよろしくお願いいたします。

本間委員、どうぞ。

○本間委員 先ほど委員長代理がお尋ねした部分に当たるんですが、今の4品目はポジティブリストの関連で提出されておりますね。それ以前の二つはポジティブリストに載らないものですか。

○松田基準審査課長 そうです。

○本間委員 その区分けのところは、どういうことでそれがこちらに来ているんでしょうか。

○松田基準審査課長 初めの二つは比較的新しいもので、一つは今回新規に農薬としての登録の申請がなされたものでございますので、当然ポジティブリスト制度の関係はございません。もう一つのものも、確か去年初めて評価いただいたということで、それも比較的新しく、ポジティブリスト制度以降に農薬として登録されたものでございます。

○本間委員 そこのおおよその区分けは時間ですか。

○松田基準審査課長 多くのファクターはそうなります。

○本間委員 了解しました。

○見上委員長代理 ほかにございませんか。小泉委員、どうぞ。

○小泉委員 本年5月にポジティブリスト制が発足いたしましたけれども、先ほど委員長代理がおっしゃいましたように、今回初めてこの制度に基づく諮問が来たわけで、少し遅

いのではないかと思います。

評価するのが 800 近い状況の中で、我々食品安全委員会も評価を円滑にするために評価依頼計画を御提出いただきたいと言っておりますし、また委員会でも専門調査会を 5 グループに広げて対応することになっておりますけれども、やはり今後の審議を円滑に進めるために、残りの物質 750 ぐらいにつきましては、どのようなスケジュールで行われる予定なのかということをご教えていただきたい。

もう一つは、こういった諮問に際して提出された評価書ですが、一定の製法に基づくもののみ扱っております。しかし、物質によっては光学異性体やラセミ体といったものの一方しか含まない、あるいは両方が一定の比率であるといったものが含まれておりますし、また同じ農薬でもロットによっては夾雑物の違いといったものもあるかと思いますので、やはり我々が評価対象としているものがどういった物質かを成分分析法などを添付するなどして、しっかりと確認しておく必要があるのではないかと考えていますが、その辺もいかがでしょうか。

以上です。

○松田基準審査課長　今回、第 1 弾が大変遅れて申し訳ございません。遅れた一番の理由は、この資料の収集に当たりまして、国内のものについては農林水産省に協力をお願いし、国内にないものについては在京の大使館を通じて海外の方をお願いしたということでございます。また評価に必要な資料をどうするかが確定したのが 6 月 29 日で、それ以降に正式な依頼をしたので、第 1 弾がこの時期になってしまったということでございます。先生方にはお忙しいところ大変恐縮でございますが、是非よろしくお願い申し上げます。

2 弾目以降は、先生方の御指摘を踏まえて、できるだけ早めにやらせていただきたいと思っております。

今、先生の方からラセミ体とか、そういう個別の話がございましたけれども、その話についてはこちらも情報を取って、できるだけことは対応したいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○見上委員長代理　どうもありがとうございました。ほかにございませんか。

本間委員、どうぞ。

○本間委員　これは我々自身の問題なのかもしれませんが、およそ 800 近いものが用意されているわけですね。この食品安全委員会で農薬関係の専門調査会がこなしている数は、どう数えるかによって違うんですけれども、年間に 4～5 かもしれないという数え方があるし、3 年間に 20 こなしたという読み方もあると思うんです。

これは審査するとなれば、非常に真摯な対応で詳しく審査しているわけなんですけど、この 800 近いものをそれと同じウエイトでやっていくのは、原理的にはそうなんですけれども、恐らく終わらないのではないかと危惧します。自分たちの問題ながらもそういう気がするんです。

今から軽重を付けるとか何かやり方を考えない限り、5 年間ではとてもこなせないのではないかと。例えば使用履歴の長い農薬は審査の水準を少し減らすとか、何か工夫のようなものがないとだめなのではないかと、私は今ここで漠然とした危惧を表明させていただきます。いかがでしょうか。

○國枝評価課長 非常に難しい御質問だと思うんですけども、6 月 29 日の手順のときには、優先的な評価をするものとそれ以外のもので、優先的なのは今 5 物質で、残りのものがかなりの部分になっています。

そこについては、先ほど小泉委員からもお話がありましたように、5 つのグループをつくってやるとか、あるいは確認の評価ということで、海外で認められているものや国内で既に使われていて評価書もあるものですから、それに新しい知見も加えながら活用することになりましたけれども、確かに本間先生がおっしゃいましたように、そのものの特性に応じて、どの程度の厚さでやるかというのは、多分落差があると思うんです。

ただ、それを今の段階で具体的にせしめるのもなかなか難しいものですので、しっかり見なければいけないけれども、効率的にというのを頭にしながら、専門委員の先生方もかなりたくさんある部分については既存の評価書を活用し、本間先生がおっしゃったような部分も考えながら専門委員の先生もやられると思いますし、また事務局の方もそういったことでお願いする形を考えたいと思いますので、委員の先生方からも御参加いただいたときに、逐次いろいろと御発言をいただければと思っております。

○見上委員長代理 要するに効果的な審議を行うために、諮問物質については優先度を十分考慮する必要があるということですね。

ほかにございませんか。どうぞ。

○長尾委員 一つは量的な問題で、それは今議論になったところです。我々としても、言われたのをどんどんやるのはデューティーではありますが、やはり社会的に関心度が高いものも入っていないと、準備ができたからというだけではちょっとね。我々もいろんなケースについて早めに勉強がしたいということもあります。

例えば輸入農産物で検出頻度が高いとか、いわくのありそうなものも適宜混ぜていただいて、我々も勉強したいと思うし、そうすると全体のスピードが速くなるかと思いますの

で、よろしくお願いいたします。

○見上委員長代理 ほかにございませんか。

○本間委員 くだいようですけれども、やはり 800 という漠然とした数ではなくて、とりあえず大ざっぱでもいいけれども、例えばこの水準のものが 300 あるとか、二つか三つぐらいの大まかな利用度あるいは緊急度で出してもらうことが、我々が具体的な仕事を策定できることになるのではないのでしょうか。

○見上委員長代理 その辺も含めて我々は管理機関から諮問をいただいて、食品安全委員会でリスク評価をしてお返しするというステップにおいて、そういうことも重要だと思います。

ただ、スタートしたばかりで今日初めて四つが来た段階で、どこまで行くかわからないので、とにかくある程度計画的に 1 年間に大体 150 という、かける 5 でちょうどそれぐらいになるという計算ですから、それに近づけるように努力するのが必要ではないかと思っています。

ほかに何かございませんか。そうしたら、とりあえずこのテーマについてはここで止めて、後ほど何かありましたら、よろしくお願いいたします。

次に、ポジティブリスト制度の関連として優先評価物質に該当する農薬及び動物用医薬品 1 品目、動物用医薬品及び飼料添加物 1 品目の合計 2 品目について、同じように松田さん、よろしくお願いいたします。

○松田基準審査課長 今、先生の方から御紹介いただいたとおり 1－4 でございます。

2 品目につきましては、J M P R、J E C F A 等で A D I が設定されていないということで、優先的に評価をお願いしたいものでございます。

(1) のオキシリニック酸でございますけれども、これは農薬と動物用医薬品としての用途があるわけでございます。キノロン系の合成抗菌剤でございます。農薬といたしましては稲もみ枯細菌病菌による苗腐敗症、野菜類軟腐病等に対する予防・治療に、また動物用医薬品としては牛・豚の細菌性肺炎等、鶏の大腸菌症等の治療、豚のパスツレラ性肺炎の予防、水産動物のビブリオ病等の治療に用いられております。

これについては 1994 年の J E C F A におきまして、幼犬における関節軟骨の退行的変化及びアルカリホスファターゼの減少が観察されたために無作用量が設定されないという理由から「N O A D I」と評価されておるものでございますけれども、今回新たなデータも踏まえて評価をお願いするものでございます。

(2) のタイロシンでございますが、これも動物用医薬品と飼料添加物としての用途が

ございます。マクロライド系の抗生物質として、国内では動物用医薬品は牛・豚の肺炎、鶏の呼吸器性マイコプラズマ病等の治療に使われております。飼料添加物としては、ほ乳期豚用の飼料に添加して飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進の目的で使われております。

91年のJ E C F Aで毒性データ及び微生物学的データの不足及びヒトへの微生物学的リスクの疑いから「N O A D I」と評価されたところでございますけれども、今回追加データもありまして、今回初めて評価をお願いするというものでございます。よろしくお願いいたします。

○見上委員長代理 どうもありがとうございました。ただ今の内容の御説明に関して御質問、御意見等がありましたら、よろしくお願いいたします。何かございませんか。

今、御説明がありました最初の品目は農薬及び動物用医薬品、2番目のものが動物用医薬品及び飼料添加物ですが、要するに両方で使われるということですね。

用途が複数あるからそうなるんだと思うんですが、厚生労働省というよりむしろ事務局だと思うんですけれども、どのように審議するかを前にディスカッションしたことがあるんですけれども、もう一度お願いいたします。

○國枝評価課長 今、委員長代理の方からお話がありました複数の用途があるものでございますけれども、用途が重複する物質については、主要な用途を担当する専門調査会を先に審議いたしまして、その後に他の専門調査会がリレー方式で審議するのが適当ではないかと考えております。

この場合には、食品安全委員会への評価結果等の報告につきましては、評価を担当した専門調査会の座長の連名で食品安全委員会の方の報告することになると思います。

今回2品目、具体的にはオキシリニック酸については、農薬専門調査会の方で御審議をいただいた後に動物用医薬品専門調査会で御審議をいただく。

タイロシンについては動物用医薬品専門調査会において審議した後、肥料・飼料等専門調査会において御審議をいただくという形を考えております。

評価作業の重複を避けるために後に審議する専門調査会においては、事務局の方から先に審議した専門調査会での審議状況を御報告の上、作業の効率等を進めていくこととしたいと思っております。

なお、A D Iの設定等においては、場合によっては専門調査会で見解の相違もあるかもしれませんが、その場合には専門調査会の合同開催なども開催したいと思っております。

以上です。

○見上委員長代理 もう一つ、これも多分事務局にお答え願った方がいいと思うんですけども、本年6月の食品安全委員会を取りまとめた農薬の例の実施手順を簡単をお願いします。要するに数多く聞けば理解がだんだん深まるという意味において、私自身忘れてしまった面もあるので、済みませんがよろしくお願いします。

○國枝評価課長 この実施手順は6月29日に一応定めておりまして、これはパブリックコメントもしまして、国民からの御意見なども情報収集した上で決められたものです。

今回は2物質出てきましたけれども、先ほどお話ししましたように、厚生労働省の方からはADIが設定されていない優先的に評価するものとそれ以外のものを合わせてトータルで756物質等が評価依頼という形でまいるわけです。

その場合に優先物質に当たるものについては、今まで行ってきたような通常の形でフルの評価をすることを考えておりまして、残りの部分については先ほど本間委員の御質問にお答えしましたけれども、既に海外で使われていたり、あるいは国内で使用されていたりして評価もそれなりに出ていることもありますので、そういったものをできるだけ活用する。

ただ、結構昔になっているようなものもありますので、新しいものを追加して確認評価という形で、できるだけ効率よく迅速にしっかりとやっていく形を考えております。

受け皿も実際に専門調査会としては全部で三つございます。農薬、動物、肥飼料がありますけれども、特に多い農薬については従来の陣容を立て直して15名から38名にしました。

専門調査会も今までは15人のところで一つの審議をしていたわけですが、五つに分けました。そのうちの二つが総合評価部会です。いわゆる従来からの新規のものとポジティブリストの関係で、フルで評価するようなものを御審議いただき、残りの三つが確認評価部会といって、確認評価の方を中心とやるようなことで対応したいと思っています。

動物用医薬品についても関係する人を何人か集めて、評価の部会をつくって対応するような、できるだけ迅速にできる形を考えております。

以上です。

○見上委員長代理 どうもありがとうございました。ほかに御質問はないですか。

○本間委員 質問ではなくて、課長さんの説明に賛成です。やはり使用実績のないニューフェイスなものは丁寧な審査が必要だと思いますが、簡略化できて、なるべく早く答えを出すには、そういう措置はすごく重要だと思いますので、是非推進していただきたいと思

います。

○見上委員長代理　よろしいですか。あともう少し厚生労働省の方にお問い合わせみたいな感じなんですけれども、一つは平成 19 年度の評価依頼計画については、評価の優先度の確認や評価の準備のための十分な時間的余裕を持って相談していただきたいというのが希望です。本年度の評価依頼計画は 3 月末に提出されたわけなんです、それではこちらとしても対応が非常に難しいので、よろしくお願いします。

もう 1 点目は、今、事務局の方からもありましたけれども、暫定基準の評価のほかにも一律基準や対象外物質の評価がありますが、これらは諮問が早期になされるよう、諮問の考え方やスケジュールを明確にさせていただき、また評価に必要な資料について、あらかじめ相談いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

そのほかにございませんか。それでは、私は今その一部は言ったので繰り返しになる可能性もありますけれども、言います。

本件につきましては、農薬として 4 品目、2 つの専門調査会に関わる品目が 2 品目ありましたけれども、先ほどと同様に実施手順に基づき審議されることとなりますが、用途が重複しておりますので、主たる用途と関係する専門調査会からリレー方式で審議を行うこととして、評価結果等は両専門調査会から各座長の連名で委員会に報告していただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

今回の場合、オキシロニック酸は農薬が主たる用途になりますので、まず農薬専門調査会で審議をして、後に動物用医薬品専門調査会で審議をお願いします。

タイロシンに関しましては、動物用医薬品専門調査会の方が主たる用途となりますので、動物用医薬品専門調査会で先に審議した後、肥料・飼料等専門調査会で審議を行うこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでよろしいですか。

（「はい」と声あり）

○國枝評価課長　資料 1－3 の部分の 4 品目ですけれども、これは農薬専門調査会だけです。

○見上委員長代理　ごめんなさい、間違えました。

それでは、今、申しあげましたような方法で進めることにいたします。なお、評価作業の重複を避けるという意味で、後で審査を行う専門調査会においては、その冒頭などで事務局から先に審議した専門委員での審議状況などを報告するなどをして、審議を効率的に進めていただくことをお願いいたします。

先ほどの意見にもありましたが、今後相当な数の農薬等の諮問が見込まれますが、これについて委員会が円滑に評価を行うように、厚生労働省におかれましては、個々の優先度を十分に考慮した上で計画的に諮問をいただくようお願いします。

そのほか、一律基準だとか対象外物質の指定に関する評価も必要となりますので、厚生労働省において、その諮問の考え方やスケジュール等について十分御検討をお願いいたします。

くどいようですが、併せて今後提出いただく平成 19 年度の評価依頼計画についても第 3 四半期、12 月ぐらいをめどにいただければ、十分な時間的な余裕を持って協議していただきますよう、この場を借りてお願い申し上げます。

次に水道により供給される水の水質基準の改正に関して、水質基準として塩素酸を追加することについてです。

塩素酸については既に厚生労働省から、食品安全委員会に対して食品衛生法の清涼飲料水の規格基準の改正について食品健康影響評価の依頼が行われておりますが、今回水道法の水質基準として管理するために諮問されたと聞いております。

それでは、厚生労働省の立川水道水質管理官、御説明ください。

○立川水道水質管理官 厚生労働省健康局水道課の水道水質管理官の立川と申します。どうかよろしくお願いいたします。

お手元の資料 1－5 に基づきまして、説明させていただきます。資料の構成が先ほどのものと違って大変申し訳ありません。

「1. 厚生労働省におけるこれまでの検討状況」を御覧ください。

水道法第 4 条第 2 項の規定に基づいて、私どもは水道水質基準を設定しております。この水道水質基準につきましては、条文上、水道によって供給される水は以下の要件に適合するものでなければいけないといったことで基準を設けておりまして、現在、健康影響の観点から 30 項目、使用の支障、生活支障といった観点から 20 項目、合計 50 項目について水道水質基準を定めております。

この水道水質基準につきましては、前回平成 15 年に改正をいたしております。ここからはまだ 3 年余りが経過したにすぎないわけでありまして、最新の科学的知見に従って常に見直しを行いたいと考えている次第でございます。

2 つ目のパラグラフであります。こういった観点でいろいろと検討してきたところ、後ほど具体的な物質を申し上げますが、平成 18 年 8 月 4 日に厚生科学審議会生活環境水道部会を開催させていただきまして、これから申し上げます塩素酸という物質を水道水質基

準に追加したいということを御報告し了承を得たものですから、今般 8 月 31 日付けでこの食品安全委員会に諮問させていただいたところでございます。

「2. 食品安全委員会へ食品健康影響評価について意見を求める内容」でございます。

今回この基準を設定したいと考えておりますものは 1 行目に書いてございますが、塩素酸という物質でございます。化学式は書いてございませぬけれども、 ClO_3^- でありまして、先ほど委員長代理から御紹介がありましたとおり、清涼飲料水に関連して本委員会で検討中と聞いております。

これまで水道水に関連してこの塩素酸がヒトに暴露されることが想定されるのは、第 1 パラグラフに書いておりますように水道水の消毒剤として二酸化塩素が用いられた場合だけだろうと考えておりました。

この二酸化塩素という消毒剤は、我が国では水道用の消毒剤としては使用されておられません。しかしながら、第 2 パラグラフにありますように、水道水の消毒剤として広範に使用されております次亜塩素酸塩ですが、これは次亜塩素酸ナトリウムが主たるものでございますけれども、これを長期間貯蔵すると酸化によって塩素酸の濃度が上昇するといったことが分かりまして、特に高温下ではこの有効塩素が減少し、その代わり塩素酸が増加するといったことが分かってまいりました。

いろいろと調査いたしましたところ、浄水は水道の原水を浄化して需要家に供給する水でありますけれども、この浄水において私どもの局長通知に基づく評価値 0.6 mg/L 以下、これの 10 分の 1 を超えて検出される事案が多いということでございまして、私どもは平成 15 年に水道水質基準を見直しておりますが、その際に得られました答申に「水質基準への分類要件」といったものが書いてございますけれども、これに該当するということでございますので、今般、食品安全基本法の規定に基づきまして、水質基準として塩素酸を追加するという事について御意見をちょうだいしたいと考えてございます。

「3. 今後の方向」でございます。答申をいただきましたら、私どもといたしましては直ちに意見募集を行いまして、水質基準に関する省令の改正を行いたいと考えてございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○見上委員長代理 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしくお願いいたします。

○小泉委員 ちょっと教えてください。水道水の水質基準は蛇口をひねった時の水ですね。

○立川水道水質管理官 おっしゃるとおりです。

○小泉委員 そうすると、ここに長期間高温下で貯蔵というような場合に増加するとなると、例えば夏とかに水道管の外側が高温になった場合に、水道水をひねったときも塩素酸が高いということでしょうか。

○立川水道水質管理官 具体的にはそういったことではございませんでして、この次亜塩素酸は消毒剤として浄水施設、例えば東京都水道局や大阪府水道局といった各水道事業体の浄水場に保管をされております。

水道事業体によって、この次亜塩素酸塩の保管の日数はかなり違いがあるわけですが、毎日運んでくるという事案はあまりありません。したがって、次亜塩素酸塩を購入して、少しずつ水道の原水を一定浄化させたものに最終的には消毒用の薬品として添加をしております。

その保管の仕方が例えば高温のところで保管をすると、次亜塩素酸塩の購入頻度が非常に空いてしまって長く保管をする。そうするとその場で次亜塩素酸塩の有効塩素が勝手に消失し、塩素酸の濃度が上昇するといった機構でございます。

○見上委員長代理 よろしいですか。ほかにございますか。

それでは、本件につきましては清涼飲料水の規格基準の改正について、食品健康影響評価の審議を行っている汚染物質・化学物質専門調査会において審議することといたします。

○立川水道水質管理官 どうもありがとうございました。

○見上委員長代理 続きまして「（２）農薬専門調査会における審議状況について」でございます。ノバルロン、フルベンジアミド、ボスカリドにつきまして、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されています。

事務局から御説明をお願いします。

○國枝評価課長 資料２－１を御覧いただきたいと思います。厚生労働省から食品安全委員会に意見を求められましたノバルロンに係る食品健康影響評価です。

ノバルロンについては、平成 17 年 2 月 28 日付けで厚生労働省から諮問されたものと平成 18 年 7 月 18 日付けで諮問されたものにつきましては、昨年 7 月 20 日に開催された第 3 回農薬専門調査会及び本年 8 月 28 日に開催された農薬専門調査会幹事会において審議され、審議結果案が取りまとめられました。本日御了解をいただければ 30 日間の国民の意見・情報の収集をさせていただきたいと思っております。

なお、先ほどポジティブリストの話がございましたが、このノバルロンにつきましては、当初は対象作物の拡大による食品健康影響評価でございましたが、これが本年 7 月 18 日付

けでポジティブリストに既に収載されたということで、これに関連する追加諮問という形が出ておりますので、この二つの諮問に対する回答という形となります。

3 ページ。この審議経過を御覧いただきますと、第 1 版と第 2 版と書いてございますが、農薬評価書としましては今回が 2 版目になりまして、既に食品安全委員会でトマト、ナス、キャベツで農薬の登録申請がございまして、それに対する評価が行われております。

今回は農薬登録申請で適用拡大ということでてんさい、インポートトレランス申請ということでりんご、なしの申請があり、先ほども言いましたようにポジティブリストに載っているということで、第 2 版関係というところも 7 月 18 日付けで追加要請という形で来た経緯がございます。

6 ページ、ノバルロンはジフルベンゾイルウレア系の殺虫剤で、アセチルグルコサミンの生成を阻害し、脱皮阻害効果を発揮するものでございます。

そこに書いてございますように、我が国ではトマト、ナス、キャベツを対象に初めて登録されておりまして、その後 2005 年 1 月 13 日に農取法の適用拡大ということでてんさい、インポートトレランスということでりんご、なしの申請がなされたものでございます。

評価書そのものについては既に作成をされて、それに追加修正されたということになりますので、実際には 12 ページを御覧いただきたいと思います。

ここに先ほど申しましたように追加されているものについての作物残留試験ということで、実際には 23 ページを御覧いただきたいと思いますが、この部分で「我が国の圃場の試験」としてはテンサイ、「北米の圃場の試験」ではリンゴ等の情報が追加されております。

12 ページに戻っていただきまして、それらを基に推定摂取量がされております。なお、今回の場合には、てんさいについては全データが検出限界以下ですので試算対象としておりません。りんご、なしはインポートトレランスということで、この推定摂取量には入っておりません。以上が追加になっておりまして、20 ページを御覧いただきたいと思いますが、総合評価ということで前回既にやっておりますが、さらっと御説明いたしますと、ラットを用いた代謝試験等が行われております。

キャベツ、ジャガイモ、りんごを用いた植物体内運命試験等が行われております。

土壌を用いた試験、水中の光分解性試験、火山灰軽埴土、沖積埴壤土を用いた試験、先ほど言いましたようなキャベツ、トマト、ナス、りんご、なし等を用いた作物残留試験等が行われています。

ノバルロンの急性経口の LD 50 はラットで 5,000 mg/kg 体重超となります。

亜急性慢性発がん性試験、二世代繁殖試験あるいは発生毒性試験等については、21 ページの表 11 に記載のとおりでございます。

細菌を用いた復帰突然試験、ヒト培養リンパ球を用いた染色体異常試験、マウスを用いた小核試験の結果はすべて陰性であり、遺伝毒性はないものと考えられております。

以上のような結果から、ラットの慢性毒性及び発がん性併合試験の無毒性量 1.1 mg/kg 体重/日を A D I の設定根拠とすることといたしました。

以上でございます。

○見上委員長代理 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることといたします。

次の議題に移らせていただきます。続けて農薬専門調査会の案件について、事務局から御説明をお願いいたします。

○國枝評価課長 資料 2－2 を御覧いただきたいと思います。これは厚生労働省から食品安全委員会に意見が求められました、フルベンジアミドに係る食品健康影響評価で、本年 8 月 2 日に開催された農薬専門調査会総合評価第一部会及び 8 月 28 日に開催された農薬専門調査会幹事会において審議がされ、審議結果案が取りまとめられたものでございます。

本日御了解をいただければ、国民の意見・情報を 30 日間募った後で食品安全委員会の方に御報告したいと思っております。

3 ページ目に審議の経過が書いてございます。

5 ページ、ヨウ化フタルアミド基を有する殺虫剤であるフルベンジアミドでございますけれども、これは 1998 年に日本農薬株式会社により発明されたヨウ化フタルアミド基を有する殺虫剤で、鱗翅目害虫の筋肉細胞小胞体のカルシウムイオンチャンネルに作用し、体収縮症状をもたらして殺虫活性を示すものでございます。

現在、欧米などの使用国での農薬登録をしたものはございません。2004 年 9 月に申請者より農取法に基づく登録申請がなされたものでございます。

28 ページの総合評価の部分でございます。

まずラットを用いた動物代謝試験が行われておりまして、低用量及び高用量で血漿中濃度の推移、組織内への分布、排泄経路あるいは代謝についての検討がされております。

りんご、キャベツ及びトマトを用いた植物体内運命試験が行われておりまして、残留放射能はほとんどが散布部位で認められ、その内容としてはフルベンジアミドが大部分とい

うような結果が出ております。

28 ページの真ん中辺りになりますけれども、土壌中運命試験については好気的な条件下でフルベンジアミドの土壌中の半減期は 180 日以上であるという結果が得られております。水中加水分解及び光分解試験も実施されております。

火山灰軽埴土及び沖積埴壤土を用いた試験も実施されております。

28 ページの下の方になります。野菜、果実、豆類及び茶を用いて作物残留試験を行っておりまして、これは 34～35 ページにその結果が出ているところでありまして、フルベンジアミド及びその代謝物の残留値が記載されております。

ラットにおけるフルベンジアミドの経皮の LD₅₀、吸入の LC₅₀ 等がそれぞれ求められており、また分解物については急性経口もそこに記載のとおりでございます。

ウサギを用いた眼刺激性及び皮膚刺激試験も実施されておりまして、皮膚刺激性は認められませんでした。軽度の眼刺激性が認められております。モルモットを用いた皮膚感作性試験では感作性は認められておりません。

29 ページに亜急性、慢性、発がん性、二世世代繁殖試験等が行われております。その結果については表 30 に記載のとおりでございます。

フルベンジアミドの細菌を用いた復帰突然変異試験、ハムスターの CHL 細胞を用いた *in vitro* の染色体異常試験、マウスの骨髄細胞を用いた小核試験が実施されておりまして、すべての試験で陰性ということで、フルベンジアミドについて生体にとって問題になるような遺伝毒性はないものと考えられております。

分解物の B と C についても細菌を用いた復帰突然変異試験が行われております。

以上の結果から、この中で無毒性量の一番低い量ということで、30 ページの下に書いてございますが、104 週の発がん性試験のラットの雄で、その結果は無毒性量が 1.70mg/kg 体重/日ということで、安全係数 100 を取って ADI を算定しております。ADI としては 0.017 mg/kg 体重/日になります。

以上でございます。

○見上委員長代理 どうもありがとうございました。ただ今の御説明の内容で御質問、御意見はございませんでしょうか。

本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることといたします。

次の議題に移らせていただきます。続けて農薬専門調査会の案件ですけれども、事務局からお願いいたします。

○國枝評価課長 資料 2－3 を御覧いただきたいと思います。厚生労働省から食品安全委

員会に意見を求められたボスカリドに係る食品健康影響評価です。

平成 17 年 8 月 23 日付け、本年 7 月 18 日付けで依頼を受けた食品健康影響評価につきましては、昨年 12 月 14 日に開催された農薬専門調査会及び本年 8 月 2 日に開催された農薬専門調査会幹事会において審議され、審議結果案が取りまとめられました。本日御了解をいただければ、30 日間、幅広く国民に意見・情報を募った後、食品安全委員会に報告することになっております。

なお、これも一番初めのときに説明をしましたノバルロンと同じように第 24 条 2 項ということで、ポジティブリストに関連する追加諮問ということも併せて、それに対する回答をさせていただいたものでございます。

3 ページ、これも一番初めのノバルロンと同じでございまして、評価書としては 2 回目になります。そこに記載のような形での経緯がございまして、今回御報告するものでございます。

6 ページ、ボスカリドはアニリド系化合物の殺菌剤で、1992 年にドイツの B A S F 社により発見されたものでございます。ミトコンドリア内膜のコハク酸脱水素酵素複合体の電子伝達を阻害することで灰色かび病、菌核病に効果があるとされているものでございます。

我が国では 2005 年 1 月になす、きゅうり、りんご及びなし等を対象に初めて登録がされておりまして、諸外国でも米国、カナダ、韓国、ドイツ、英国で登録がなされております。

2005 年 1 月 25 日に B A S F アグロ株式会社より農取法に基づき適用拡大ということで、ピーマン、ミニトマト、温州みかん、夏みかん、小粒かんきつというものが適用拡大をされておりまして、したがって、評価書そのもので変更のあった部分としては、作物残留試験に係る部分でございます。

13 ページ、作物残留試験として、表 5 にミニトマト、ピーマン、夏みかん、小粒のかんきつ類等が追加になって、推定摂取量が入っております。

作物残留試験については 28～29 ページに別紙 3 ということで、作物残留試験成績が付いておりますが、そのところの 28 ページであればミニトマト、ピーマン、29 ページであれば上の四つのみかん類、小粒かんきつ類が追加となっておるものでございます。それ以外については基本的には変更はございません。

23 ページ、簡単に総合評価を御説明しますと、動物体内運命試験ではラットを用いた検討が進められております。

植物体内運命試験についてはレタス、ぶどう、インゲン豆を用いて行われております。土壌中運命試験、水中加水分解及び光分解試験が検討されております。

野菜、果実、豆類を用いた作物残留試験が行われております。

火山灰軽埴土、砂丘未熟砂土、洪積埴土を用いた検討が行われております。

急性の経口LD50、経皮のLD50、吸入のLC50等も検討が行われております。

23ページの下の方に、慢性毒性試験、発がん性試験、各種の亜急性、慢性及び発がん性等が行われております。これらの結果につきましては、25ページの表11にまとめられております。

遺伝毒性試験については24ページに戻りまして、細菌を用いた復帰突然変異試験、培養細胞を用いた不定期DNA合成試験、チャイニーズハムスターの培養細胞を用いた染色体異常試験及び遺伝子突然変異試験、マウスを用いた小核試験などが行われておりまして、試験結果はすべて陰性ということで、ボスカリドに遺伝毒性はないものと考えられております。また、代謝物についても復帰突然変異試験の検討が行われており、試験結果は陰性となっております。

25ページ、以上の結果から、この中で無毒性量として一番小さい値ということで、24か月のラットでの慢性毒性試験の雄のデータを用いまして、無毒性量は4.4 mg/kg 体重/日ということで、安全係数100を設けまして、ADIとしては0.044 mg/kg 体重/日ということとしております。

以上です。

○見上委員長代理 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願います。よろしいですか。

それでは、次の議題に移らせていただきます。続きまして「(3) 添加物専門調査会における審議状況について」でございます。

添加物ネオテームにつきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されています。事務局から説明願います。

○國枝評価課長 資料3を御覧いただきたいと思います。厚生労働省から食品安全委員会に意見を求められましたネオテームにつきましては、昨年7月22日、8月30日、本年1月19、5月31日のそれぞれの添加物専門調査会において審議され、結果が取りまとめられました。

本日御了解をいただければ、国民の意見・情報を30日間募った後、また食品安全委員会の方に御報告いたしたいと思っております。

1ページに審議の経過が書いてございます。

2 ページ「1. はじめに」です。ネオテームは、高甘味度甘味料として開発され、既存の甘味料のアスパルテームをN-アルキル化して得られたものでございまして、その甘味度は砂糖の7,000～13,000倍、アスパルテームの約30～60倍でございます。

米国では2002年に甘味料及びフレーバー増強剤として一般食品への使用が許可されておりまして、2004年6月現在、オーストラリア、ニュージーランドを始め、19か国で使用が許可され、飲料を中心とした食品に甘味料及びフレーバー増強剤として使用されているものでございます。

甘味料及び香料として使用されることで、その使用基準及び成分規格を検討し、新たに添加物として指定することで厚生労働省から食品健康影響評価があったものでございます。

3 ページ目以降が安全性試験になります。

「(1) 体内動態」についてはラット、イヌなどを用いた吸収、分布、代謝、排泄についての検討が行われております。4～7 ページにその検討がございまして、

7 ページの下になりますが、ヒトについてのデータということで、それ以降また検討が行われておりまして、7～9 ページとなっております。

9 ページの真ん中辺りの「(2) 毒性」については、まず反復投与試験でマウス、ラット、イヌについて検討が行われておりまして、9～11 ページにその記載がございまして、

11 ページの下「②繁殖試験」については、ラットの二世世代繁殖試験が行われておりまして、繁殖能力への影響は認められておりません。

12 ページの真ん中「③催奇形性試験」としては、ラットとウサギについて検討が行われておりますが、催奇形性は認められておりません。

13 ページ「④発がん性試験」でマウスとラットについて検討が行われており、発がん性は認められないと考えられております。

「⑤抗原性試験」についても皮膚反応は認められておりませんし、アレルギーを示唆するような各種動物試験及びヒトへの投与試験などでも、そういった所見は認められておりません。

13 ページの下「⑥遺伝毒性試験」としては「ア. 細菌を用いた復帰突然変異試験」、各種培養細胞を用いた遺伝子突然変異試験、染色体異常試験、マウスを用いた小核試験が行われておりますが、いずれも問題はございませんでして、遺伝毒性はないものと考えられております。

14 ページの真ん中「⑦一般薬理試験」ということで、一般的な症状、行動、中枢神経系、自律神経、呼吸・循環器、腎機能、消化器系等について検討が行われておりますが、特に

問題となるようなものは出ておりません。

15 ページの真ん中「⑧ラット嗜好性試験」で試験を行ったところ、50 ppm を雄を除くすべての投与群で嗜好性の低下が見られております。

「⑨ネオテーム分解物の安全性試験」も進められておりまして、単回投与毒性、反復投与毒性、遺伝毒性等が行われております。

16 ページの真ん中に「⑩ヒトにおける知見」がネオテームについて行われておりますが、特に異常は認められておりません。

17 ページ。この審議の途中になりますが、イタリアでの毒性評価を行って、財団だと思えますが研究機関におきまして、ラットを用いた実験でアスパルテーム投与によって白血病などの発生頻度が増加したという試験結果が公表されたということで、実はネオテームはアスパルテームと構造が類似しているということで、これらについてもきっちり評価をしようということになりまして、その詳細なデータを入手し評価をしております。

この結果ですけれども、そこに書いてございますように、SDラットについてアスパルテームをそこに記載の投与群で行ったところ、通常ですと1～2年で行われるわけですが、動物が自然死するまで混餌投与して行った実験系でございます。400 ppm 以上の投与群の雌においてリンパ腫と白血病の総発生頻度が有意に増加したと発表があったわけでございます。

これについて専門調査会の方で検討を行いました結果、この総発生頻度の増加は用量相関性が認められないこと、総発生頻度を背景データと比較した場合に偶発的にその雌の対象群において発生頻度が低くなったことから、見かけ上、比較する部分の投与群について有意差が認められたということ。

発生起源の異なる腫瘍を区分してその発生頻度を見た場合には、有意差が認められていなかったということがわかっております。

これの対象群に該当する部分も含めてですけれども、ほぼ100%に気管支肺炎が見られ、その他はそこに記載のような炎症性疾患も少なからぬ頻度で観察されておったことから、本試験ではその炎症に伴うリンパ球の増生に関連した腫瘍の発生が考慮されるべきでありまして、雌におけるリンパ腫及び白血病の総発生頻度の増加とネオテームとの投与との関連性はないと考えるという結論となりました。

以上のような検討が進められまして、本結果からアスパルテームによる腫瘍の誘発はないと評価がされております。

17 ページの下のお書きで、この件についてはEFSAにおいても検討が行われており

ます。

18 ページの上の方、リンパ腫と白血病の総発生頻度のわずかな増加については、用量相関性がなく、背景に見られている肺の慢性炎症が主な原因である等の評価が行われており、本試験結果は発がん性の可能性を示唆するものではなく、アスパルテームについて再評価の必要はないと判断しているということでございました。

「6. 国際機関等における評価」で、そこに記載の各機関での評価、19 ページには J E C F A での評価が記載されているところでございます。

「7. 一日摂取量の推計等」で、国民栄養調査を基にこの中の砂糖すべてをネオテームに変えた場合にどれぐらいになるかを検討したところ、推定摂取量は 3.84 mg/ヒト/日、体重 50 kg で 0.0769 mg/kg 体重/日となっております。

19 ページの下、マーケットバスケット方式で 8 種類の甘味料の摂取量調査を行っているんですが、これの中でアスパルテームをすべてネオテームにした場合にどうかという検討もなされており、そこに記載の 0.146 mg/ヒト/日という形が出ております。

その他、米国及び英国でのアスパルテームの摂取量に基づいたものの評価も行っているところでございます。

20 ページ「8. フェニルアラニン摂取量に関する考察」ということで、ネオテームは通常の保存条件、例えばフェニルアラニンは遊離しないことから、ネオテームを摂取するときに分解されたフェニルアラニンの摂取量が増加するというリスクを無視することはできないということが一つ。

あとは仮に代謝の中でネオテームのすべてがフェニルアラニンに変換された場合にはどうなるかという考察もしておりまして、そこに書いているような形で、成人では 1.68 mg/ヒト/日、1～6 歳では 1.55 mg/ヒト/日となっております。フェニルケトン尿症患者の摂取目安量の 0.7 % 以下という評価をしております。

米国での 90 パーセンタイルのネオテームの一日摂取量から推定されるフェニルアラニンの暴露量についても紹介をしているところでございます。

以上の結果ということで、20 ページの一番下の「9. 評価結果」になりますけれども、ネオテームの各種動物試験やヒトへ投与試験データを評価した結果、催奇形性、遺伝毒性及び発がん性はなく、本物質の摂取による主な影響は高用量投与群で見られた体重増加抑制と血清アルカリホスファターゼの上昇でございました。

A L P の上昇については安全サイドに立ったということで、21 ページの上に毒性評価といたしましたが、イヌでの試験の結果などを考察して、A D I 設定に当たっては本試験の

NOAELとしては考慮しないこととしております。

体重増加抑制があったわけですが、本物質を高濃度に飼料へ添加した場合には、実験動物が嗜好性の低下によって摂餌量が減少したということがあったので、毒性影響としては評価をしませんでしたが、ラットを用いた二世代の繁殖試験で見られる、授乳初期のF1児動物における低体重というのは、親動物より嗜好性の低下が認められず、また新生児の成長はお母さんのお乳に依存していたことから、本試験の子どもの低体重というのは毒性影響と評価しております。

こういったことから、以上をまとめまして、ネオテームのNOAELにつきましては、ラットを用いた二世代繁殖試験におけるF1の児動物の低体重を根拠にして、NOAELを96.5 mg/kg 体重/日を考え、そのADIは安全係数100から1.0 mg/kg 体重/日と評価しました。

なお、限られたデータではございますが、本物質の分解物においても生体にとって特段問題となるような影響は認められていないということでございます。

以上でございます。

○見上委員長代理 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願います。よろしいですか。

それでは、本件につきましては意見・情報の募集手続に入ることといたします。

続きまして「リスクコミュニケーション専門調査会における審議状況について」でございます。

リスクコミュニケーションに関しましては、かねてより親委員会からリスクコミュニケーション専門調査会に対しまして、効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発などについて、議論の上、意見を取りまとめていただくようお願いしたところですが、先般、専門調査会において「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて（案）」が取りまとめられ、専門調査会から意見・情報の募集のための報告書案が提出されています。

それでは、担当委員であられる小泉委員から御説明をお願いいたします。

○小泉委員 リスクコミュニケーション専門調査会におきましては、リスクコミュニケーション専門調査会に当面審議を求める事項ということが食品安全委員会で決定されておりますが、そこで審議を18回重ねまして、8月4日に開催された第27回会合において「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて（案）」を取りまとめられまし

た。これでは国が実施しているリスクコミュニケーションの取組みに対する課題についてということで、改善の方向性を三つの柱でとりまとめております。

一つ目は関係者間の情報基盤の共有、二つ目は意見・情報の交換の双方向性の確保、三つ目は意見・情報の交換の効率の向上。この3項目に整理した上で、それぞれについて取組が可能な改善策を示しております。

現時点では具体的な改善策を示すことが難しい問題につきましては、今後検討すべき内容として整理しております。詳細につきましては、事務局から説明させていただきます。

以上です。

○見上委員長代理 よろしく申し上げます。

○永田リスクコミュニケーション官 それでは、事務局の方から説明させていただきます。

資料4を御覧ください。目次がございまして、5ページから始まります。

「1. はじめに」でございますが、先ほど御紹介がございましたように、平成16年に食品安全委員会が決定した「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」を踏まえまして、効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発と審議を進めていただきました。

また、平成17年8月からは食育基本法制定を契機に、食品安全委員会としてどのように食育に貢献していくかというような、食育に関する調査審議も追加をしていただきました。

「2. リスクコミュニケーション専門調査会における議論」でございます。まず議論を紹介しております。時間の関係もございますので、項目のみを御紹介させていただきます。

「(1) 各専門委員等の発表と議論の概要」をまとめております。詳細は表1にございますけれども、項目のみ御紹介させていただきます。

「①情報の発信・伝達・共有」で「ア 国からの情報発信」「イ 情報の伝達」「ウ 情報の受信、リスクの認知、回避の行動等」。

「②意見・情報の交換の双方向性」。

「③リスクコミュニケーションの手段の効率性」。

こういうことについて、専門調査会におきまして議論がございました。

もう一つのリソースといたしましては、リスクコミュニケーションに関する調査を実施しております。その調査によって得られた知見が表3に紹介されております。

簡単に申し上げますと「1. 諸外国におけるリスクコミュニケーションの事例に関する調査」ということで、ヨーロッパ、オランダ、カナダ等について調べております。

次に「2. リスクコミュニケーション技術等に関する調査」を実施しております。特に

メディアの関係の調査でございます。

「３．食品安全委員会が実施する意見交換会の評価」。意見交換会が主流であったわけでございます、その評価をしております。

最後にインターネットなどを通じまして「４．消費者の意識調査」を実施しております。

これらを踏まえまして「（３）リスクコミュニケーションの現状と改善のためのアドバイス」を専門調査会で御議論いただきまして、先ほど御紹介がありましたように、情報基盤の共有、情報交換の双方向性、意見・情報の交換の効率についてアドバイスをいただきました。それは表４に書いてございます。

もう一つ大きな柱としまして「３．平成 15 年 7 月以降の国によるリスクコミュニケーションの実施状況と課題」をまとめております。これは食品安全委員会、関係府省によるリスクコミュニケーションの実施状況とその課題でございます。これも項目のみの紹介にとどめさせていただきます。

「（１）各種の会合、資料の公開」「（２）意見交換会の開催」「（３）意見・情報の募集」「（４）関係者との意見・情報の交換（国、地方公共団体、食品関連事業者、消費者、メディア、学会等）」「（５）ホームページ、電子メール、印刷物等による情報発信」「（６）電話、ファクス、電子メール等による問い合わせへの対応」「（７）食品安全モニター」「（８）調査及び研究」「（９）諸外国との連携」「（１０）食育への取組」。このようにそれぞれの取組、その課題をまとめております。

ここからは少し丁寧に御説明させていただきますが、今、申し上げた審議の過程、調査結果、あるいは各省の取組とその課題。これらを踏まえまして、改善の方向性を出していただいております。

これは先ほど御紹介のありましたように「①関係者間の情報基盤の共有をより向上させる」「②意見・情報の交換の双方向性をより向上させる」「③意見・情報の交換の効率をより向上させる」の三つの柱にまとめてございます。

「①関係者間の情報基盤の共有」でございます。

一つ目は「ア 内容、対象を絞った意見交換会の実施」が重要ではないかということでございます。意見交換会はかなり規模の大きなものを実施するのが一般的でございますけれども、それだけではなくて、意見交換会の開催目的や交換する情報の質や量、そして関係者の関心などに合わせて、地域や対象や参加人数を絞った形でのきめ細かい意見交換会などの開催方法を検討する必要があるのではないかという御指摘がございます。

二つ目が「イ コミュニケーション・ツールの開発」。科学的な議論を一般にも分かり

やすい形とした資料の提供が重要であるということでございます。対象を絞ってやさしく、かつ正確性を失わないような資料の作成に努めていく必要があるということで、例えば新しいコミュニケーション・ツールとしてはDVDなども考えられるのではないかという御議論がございました。

「ウ リスクコミュニケーターの養成」。リスクコミュニケーションを進めていく上で、消費者や事業者や専門家などの関係者間のリスクコミュニケーションを支援・仲介できる能力を持っている人。これをリスクコミュニケーターと言っておりますけれども、そのリスクコミュニケーターの養成が必要であり、そのための研修の実施などを検討する必要があるという御指摘でございます。

もう一つは「エ 情報公開における改善」。単に議事録をそのまま掲載するだけではなくて、分かりやすいという観点で、議論の要点やまとめを分かりやすく提供する努力をする必要があるのではないかという御指摘がございます。

「②意見・情報交換の双方向性の確保」でございます。

一つ目が「ア 意見・情報の募集、検討経過の周知と反映」。意見・情報の募集、パブリックコメントをやる際には検討の経過がよく分かるようにホームページ等を通じて十分な情報提供を行うことが必要である。また、寄せられた意見や情報がどのように反映されたかが分かるように表現することに努める必要がある。そういう御指摘でございます。

「イ メディアカバー調査（マスメディア報道との影響等の分析）の実施」についてでございます。新聞や放送にその評価結果等の情報がどういうふうに報道されて、関係者はそれをどのように受け止めて、どういう行動を取ったのかについてを把握分析し、これをフィードバックしていくことが必要ではないかという御指摘でございます。

「ウ パネルディスカッションの活用」でして、大規模な意見交換会では時間的な制約などから、多くの参加者の間で双方向の意見交換、あるいは情報交換をすることが難しい場合が多いという御指摘がございます。

このため、特に意見の対立があるような案件については、できるだけ多様な相反する立場のパネリストの間で、そのテーマについて徹底した討論をしていただくというようなパネルディスカッションの形式を工夫することによって、双方向性、関係者の相互理解がより促進するのではないかという御指摘でございます。

「③意見・情報の交換の効率の向上」でございます。

多くの国民が情報をマスメディアから入手をしているということでございますので、特にマスメディアに対する情報提供の在り方、メディアトレーニングと申しまして、メディ

アへの情報の発信方法を強化するためのトレーニング。これを情報の発信者にすることを検討すべきではないかという御指摘でございます。

「イ フォーカスグループインタビュー等の実施」。このフォーカスグループインタビューは、対象を限定して10名前後の小さなグループでリスクの認知等についての確認を行うという手法でございます。欧米諸国では広く導入されていると承知しております。このようなフォーカスグループインタビューという方式についても導入を検討する必要があるのではないかと御指摘でございます。

「ウ リスクコミュニケーションの評価手法の開発」。リスクコミュニケーションの有効性を適切に評価する手法を開発して、随時リスクコミュニケーションの改善を図っていく必要があるのではないかと御指摘でございます。

以上、3つの柱で整理したわけですが、そこに整理し切れなかった部分が幾つかございます。

それを「5. 今後検討すべき内容」でリストアップしてございます。

「(1) リスクコミュニケーションの検証」です。リスクコミュニケーション専門調査会でアンケート調査の結果などの報告を行っており、その議論もなされておりますけれども、更に開催目的の設定、要望の把握あるいは妥当性について十分検証していく必要があるのではないかと御指摘。

開催結果からも満足度や目標達成度、あるいはアンケート結果やマスコミへの取り上げられ方などについても十分に分析していく必要があるのではないかと。そういうリスクコミュニケーションそのものの検証をもう少しきっちりやっていく必要があるのではないかと御指摘でございます。

「(2) 審議の経過に関する情報提供のあり方」です。審議と詳細な議事録を公開すること。審議の分かりやすい要約を公開すること。これらのメリットとデメリット。あるいは審議を公開しないという場合のデメリット。これらによる信頼性の確保への影響。

こういう様々なことを考慮いたしまして、効果的な審議、議論を行う方法について、今後検討していく御指摘でございます。

「(3) 地方自治体との協力」です。これは地方自治体が行うリスクコミュニケーションの支援方法について、地方公共団体と一緒に検討していく必要があるという御指摘でございます。

「(4) 諸外国との連携」です。先ほど申し上げた様々な手法など、外国で先行して実施されているものを日本に導入してはどうかということでございまして、そういうのも含

めて、そのリスクについての考え方、あるいはリスクコミュニケーションについての情報。こういうものを諸外国に発信すると同時に諸外国からも情報を入れて、改善に結び付けていくようにすべきという御指摘でございます。

「（５）食育」です。食育についても食品安全委員会として積極的な情報提供、働きかけを行う必要があるのではないかという御指摘でございます。

「６．おわりに」といたしまして、その三つの柱に整理をしたわけでございますけれども、整理し切れなかった問題も含め、今後更に検討を進めて必要に応じて見直していく必要があること。

リスクコミュニケーションを改善するためには、組織体制の強化や人材の養成が必要であるということ。

関係者におかれても、この趣旨を十分御理解いただきまして、積極的かつ建設的にリスクコミュニケーションに参加していくように努力していくべきであるというふうに結んでおります。

以上でございます。

○見上委員長代理 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしくお願いいたします。

○野村委員 私は食品安全委員会のリスク評価は一定の成果を上げておりまして、粛々とこれから慎重にやっていけばいいと思うんですが、今、一番大きな問題はこのリスクコミュニケーションだと思っておりました。

したがって、今回まとめられたものは非常に的を射たものであるということで、これは私も納得できますし、これはこれでいいんですけども、一つ念頭に置いていただきたいことがありますので、その点を申し上げたいと思います。

今、発信される情報は情報を受け取る側のニーズに果たして即したものになっているのかどうか。その辺がきちんと考えられているのかどうかに疑問がありましたものですから、これからこのリスクコミュニケーションを充実させるための対策を進めるに当たっては、その点を実施していただきたいと思います。

例えば双方向性ということが出てまいります。これは非常に重要なテーマであると思いますが、この双方向性の情報の交流に当たっても、対象が非常に多様なわけです。それにもかかわらず画一的な情報が発信されることはままありますので、多様なステークホルダーがどういうニーズを求めているのか、それに即してどういう情報を発信していくかをしっかり考えていきたいと思います。

もう一点は、マスメディアの対応がここに書いてあります。この報告書の中でも日本において情報の多くはまだマスメディアから得られているということで、全くそのとおりなんです。

ただ、メディアは今ITの発達で非常に多様化しております。ウェブそのものがウェブ2.0と呼ばれているように、新しい時代を迎えておりますので、そういう新メディアに対してどう対応していくのか。この検討が一つ重要である。

さりながら、いわゆるテレビとか新聞がまだ情報提供の大宗をなしていくことはまだまだ変わっていないと思いますので、そのメディアへの対応の中では、特に新聞、テレビに対してどう対応して行くか、どういう情報を提供していけるかというのは重要なテーマだと思います。

今ちょっと見ておきますと、例えばメディアも先ほどのステークホルダーと同じで、非常に多様なわけです。従来のメディア、つまりテレビとか新聞を見ても一般紙、専門紙、テレビ、ラジオといろいろ多様なメディアがあると思います。これに対して画一的な対応ではなくて、やはりそれぞれ必要な情報を提供していくことを考えるべきであります。

もう一つは、各メディアの記者、論説、解説という方々も非常に多様な分野を担当しておりますので、そういった違いに着目をして、非常に有効に情報が伝わり、あるいは情報のニーズがこちらに有効にフィードバックされるということを念頭に置いて、これから運用すべきかと考えましたので、そこはひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○見上委員長代理 御意見をどうもありがとうございました。よろしくお願ひします。

ほかにございませんか。

○本間委員 御報告の中のところどころに非公開というのがございます。このような食品安全委員会の中で言うのは少しおかしいと思われるかもしれませんが、なるべく公開するのはそのとおりだと思っておりますが、時にはテーマによっては非公開で議論するのも必要だと思います。

ある具体的な食品で例えば豆腐だなんて言うと、それが殊更影響が出てしまって、どうもそれに触れないように話をしてしまうとか、あるいは地名や国名が出てくるという場合もあると思うんです。

本音の議論と言うのも変な言い方ですけども、我々は公開をいつでもしなければならぬという責務のようなものを負うと、とにかくトーンが落ちてしまうような気がするんです。

私は、本当に公開はそのとおりだと思っておりますけれども、時にはそれをちゃんとや

ってみるのも、どうかお忘れなきようお願いしたいと思っております。

○見上委員長代理 ほかにございませんか。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることといたします。

次に「（５）食品安全委員会の８月の運営について（報告）」、事務局から報告をお願いします。

○小木津総務課長 資料５に基づきまして、８月の運営状況について御報告をさせていただきます。

１ ページ目ですが、食品安全委員会の開催状況です。

155 回会合が８月１０日に開催されまして、案件としてはコエンザイムＱ１０について検討がなされまして、その結果を厚生労働大臣に通知しております。

７月の運営報告。

「食の安全ダイヤル」７月分の報告がありました。

156 回会合が８月２４日に開催されましたが、ここでは添加物「亜塩素酸水」の評価要請の説明がありました。アガリクス（カワリハラタケ）を含む製品についての経過説明が厚生労働省からありました。

２ ーメチルブタノールに関する審議結果について、意見・情報の募集に着手いたしました。

添加物「ヒドロキシプロピルメチルセルロース」については、評価結果の検討がなされまして、それを厚生労働省の方に通知しております。

米国における対日輸出施設現地調査のフォローアップ調査の結果報告がございました。

157 回会合が８月３１日。評価要請案件、添加物「ウッドロジングリセリンエステル」につきまして、厚生労働省から説明を受けております。

新開発食品２品目「キリン ダナハリ茸」「カルシウム強化スキム」についての説明が厚生労働省からありました。

動物用医薬品「ウエストナイルウイルス感染症不活化ワクチン」について検討がなされまして、その評価結果を農林水産大臣に通知しております。

７月分の食品安全モニターからの報告がありました。

専門調査会の開催状況は、日時のみ御説明させていただきます。

リスクコミュニケーション専門調査会が８月４日に開催。

２ ページ目、緊急時対応専門調査会が８月２１日に開催。

添加物専門調査会が８月１１日に開催。

農薬専門調査会は総合評価第一部会が8月2日、非公開で開催。

幹事会が8月28日、同じ日に総合評価第二部会が非公開で開催。

プリオン専門調査会は8月10日に開催。

3ページ、新開発食品専門調査会が8月4日に非公開会合が開催。

意見交換会等の開催状況ですが、8月30日に東京で「食品の安全性の確保のためのリスク評価への消費者関与」と題しまして、意見交換会が開催。

関係団体との懇談会では、消費科学連合会との懇談会が開催。

以上でございます。

○見上委員長代理 どうもありがとうございました。ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしくお願いします。よろしいですか。

続きまして「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成18年8月分）について」、事務局から御報告をお願いいたします。

○吉岡勧告広報課長 資料6に基づきまして「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成18年8月分）について」御報告いたします。

問い合わせ件数は45件でございまして、うちBSE関係が8件となっております。

内訳でございしますが、食品安全委員会関係。8月分につきましては、季刊誌でございすとかホームページ等についてのお問い合わせが多うございましたが、11件でございす。

食品の安全性関係が10件となっております。これは8月に起きました大豆イソフラボンの評価についてのお問い合わせ、あるいはファクトシートに関してのお問い合わせがありました。

食品一般関係が24件と最も多くなっておりますが、この中では食品衛生の管理の問題ですとか健康食品等についてのお問い合わせ、あるいは米国産牛肉の輸入手続の再開についての御意見、お問い合わせといったような内容がありました。

その中でQ&Aという形で載せさせていただいておる、問いと答えになっておるものですが、食品安全の季刊誌のポジティブリストの残留農薬等の記事を読んで、今回はあらかじめリスク評価を行う手間がなかったために通常と異なる評価の手順を取るようになったとありますが、なぜいとまがなかったのでしょうかという質問でございす。

これに対する答えでございすますが、本来、農薬等の残留基準は厚生労働省からの依頼を受けて、食品安全委員会がリスク評価を行い、これに基づいて厚生労働省が残留基準を設定するわけでございすますが、その例外として食品安全基本法第11条では緊急を要する場合

であらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないときには、施策を策定した後にリスク評価を行うことを認めております。

このポジティブリスト制度ですが、平成 15 年 5 月に食品衛生法が改正され、平成 18 年 5 月末までに導入されることが決まったわけでございます。しかし、これまで残留基準が設定されている農薬等は 300 品目に満たない。

一方、現在世界で使用されている農薬は 800 近くございまして、これについて残留基準を設定する必要があるという状況。そして、そのリスク評価を行うためには、かなりの期間を要することが想定されたという状況から、農薬取締法による使用が認められている農薬や国際基準あるいは科学的な評価に基づく残留基準が設定されている 758 の農薬等について、これらの基準を参考に暫定的な基準を設定することとし、食品安全基本法第 11 条に定めるいとまがないときに該当ということで、事後にリスク評価を行うこととしたものです。

食品安全委員会はリスク評価を依頼する計画の策定等について、厚生労働省に昨年 4 月に意見書を提出したところであり、その対応状況等について報告を受けております。

また、実施手順を定めるとともに専門委員を 15 名から 38 名に増員し、5 部会制にするなど評価対象を強化し、作業を進めていくところでございます。

以上でございます。

○見上委員長代理 どうもありがとうございました。ただ今の報告内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問はございますでしょうか。よろしいですか。

ほかに何かございますか。

○小木津総務課長 特にございません。

○見上委員長代理 これで本日の委員会の議事はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、食品安全委員会第 158 回会合を閉会いたします。

次回の委員会会合につきましては、9 月 14 日木曜日 14 時から開催いたしますので、お知らせいたします。

9 月 11 日月曜日 10 時から、微生物・ウイルス合同専門調査会を公開で開催。

13 日水曜日 10 時から、添加物専門調査会を公開で開催を予定していますので、お知らせいたします。

本日はどうもありがとうございました。以上です。